

同時発表：経済産業省

令和3年12月10日  
港湾局海洋・環境課

## 再エネ海域利用法に基づく洋上風力発電事業者の公募の開始について

経済産業省及び国土交通省は、再エネ海域利用法に基づく海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に指定した「秋田県八峰町及び能代市沖」について、公募占用指針を定めましたので、これを公示し、公募を開始します。

## 1. 経緯

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（再エネ海域利用法）に基づき、本年9月13日に「秋田県八峰町及び能代市沖」を海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に指定しました。

その後、当該区域において洋上風力発電事業を行う者を公募するに当たり、公募占用指針を定めるため、本年10月11日～11月9日の間、パブリックコメントを実施したところです。

今般、パブリックコメントを踏まえ、公募占用指針を定めましたので、これを公示し、当該区域において公募を開始します。

## 2. 概要

<公募占用指針の掲載箇所>

- 国土交通省ホームページ

[https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan.tk6\\_000080.html](https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan.tk6_000080.html)

- 資源エネルギー庁ホームページ

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/yojo\\_furyoku/index.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/yojo_furyoku/index.html)

※公募に関する説明会を本年12月23日に行います。詳細につきましては、公募占用指針第4章(2)「説明会の開催」を御覧ください。

<公募占用計画の受付期限>

受付開始：令和3年12月10日（金曜日）

受付締切：令和4年6月10日（金曜日）17時00分

## 3. その他

パブリックコメントにて頂いたご意見に対する回答については、

e-Gov(<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=155211103&Mode=1>)にて公表しております。

【お問合せ先】 国土交通省 港湾局 海洋・環境課 針谷、佐藤

電話：03-5253-8111(内線 46668、46657)、03-5253-8674(直通)、03-5253-1653(FAX)